

むつ市スポーツ少年団規程

(総則)

第1条 この規程は、むつ市体育協会が少年スポーツ活動の育成、援助のため組織するむつ市スポーツ少年団に関することを定める。

第2条 むつ市スポーツ少年団は、むつ市内の登録した各少年団によって構成し、それを代表する組織体とする。

(目的)

第3条 むつ市のスポーツ少年団は、団の普及と育成及び活動の活発化をはかり、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 むつ市スポーツ少年団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- 2 スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- 3 スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用ならびに研修会への派遣
- 4 スポーツ少年団の交流事業の参加と派遣
- 5 関係団体との連絡調整
- 6 その他目的達成に必要な事業

(登録)

第5条 スポーツ少年団への加入はむつ市スポーツ少年団への登録により、県及び日本スポーツ少年団への登録とする。

(役員)

第6条 むつ市スポーツ少年団に次の役員を置く。

- 1 本部長 1名
- 2 副本部長 若干名
- 3 常任委員 若干名
- 4 委員 加盟登録団より1名
- 5 監事 2名

第7条 本部長は、委員総会で推挙し、むつ市体育協会会長が委嘱する。

副本部長は、本部長が指名する者を充てる。

常任委員は、本部長が指名する関係種目協会の代表者、学識経験者及び加盟登録団の代表者の中から委嘱する。

委員は、各加盟登録団より1名ずつ選出する。

監事は、常任委員、委員のうちから各1名ずつを選出する。

第8条 本部長は、むつ市スポーツ少年団を代表し、団務を統轄する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が事故あるときはその職を代理する。

第9条 役員任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。

ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員、委員をもって構成し、むつ市スポーツ少年団の事業計画、事業報告、予算、決算、そのほか業務に関する重要事項で本部長が付議したものをもて審議する。

2 委員総会は、毎年1回以上開催するものとし、本部長が招集し会議の議長となる。

3 常任委員会は必要に応じて開催する。

4 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第11条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、むつ市スポーツ少年団の団務を議決し執行する。

2 常任委員会は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

3 常任委員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、当該議事につきあらかじめ書面により意思を表示した者は出席と見なす。

4 常任委員会の議事は、出席した構成委員の過半数をもって決し可否同数のときは議長がこれを議決する。

(専門部会)

第12条 むつ市スポーツ少年団に常任委員会の議決を経て必要な専門部会を設置することができる。

2 専門部会について必要な事項は、常任委員会の議決を経て別に定める。

(会計)

第13条 むつ市スポーツ少年団の予算は、補助金、寄付金及び登録料の収入を充てる。

(事務局)

第14条 本団の事務を処理するため事務局を設け、事務局を会長の指定するところに置く。

(本規程の変更)

第15条 本規程は、委員総会において過半数の同意を得て改正できるものとする。

この規程は、平成23年5月13日から施行する。